

雇用保険法施行規則等の一部を
改正する省令案要綱について

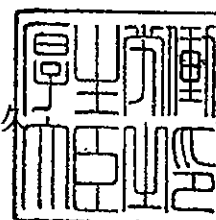
厚生労働省発職0220第4号

平成25年2月20日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 労働移動支援助成金の改正

再就職支援助成金について、助成額が三分の二となる対象に、四十五歳以上の者の再就職に係る支援を委託した事業主を加えるものとする。

二 特定就職困難者雇用開発助成金の改正

特定就職困難者雇用開発助成金について、児童扶養手当法第四条第一項第二号に該当することにより同法に基づく児童扶養手当の支給を受けた父を助成の対象に加えるものとする。

第二 雇用対策法施行規則の一部改正

一 訓練手当の改正

訓練手当について、児童扶養手当法第四条第一項第二号に該当することにより同法に基づく児童扶養手当の支給を受けた父を給付の対象に加えるものとする。

二 特定求職者雇用開発助成金の改正

特定求職者雇用開発助成金について、児童扶養手当法第四条第一項第二号に該当することにより同法に基づく児童扶養手当の支給を受けた父を助成の対象に加えるものとする。

第三 (略)

第四 その他

一 この省令は、平成二十五年三月一日から施行するものとする。ただし、第一の一については、公布の日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し所要の規定の整備を行うこと。